

平成22年8月31日 国空乗第275号（制定）
令和4年3月29日 国空航第3037号（最終改正）

ボーイング式787型の型式限定変更課程における学科教官、 実技教官及び技能審査員の飛行経験、技能審査等の取扱いについて

指定航空従事者養成施設における標記の取り扱いについては、「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」(平成12年10月11日国空乗第1197号。平成22年8月31日一部改正。以下「要領」という。)第1部2.の「航空局安全部安全政策課長が指定する他の方法」として、第1～4部及び第9部「型式限定変更課程に関する基準」について下記のとおりとする。

本取扱いに基づき、主席実技教官、実技教官及び技能審査員に認定された者については、認定の概ね6ヶ月後を目途に各々の業務の実施状況について、航空従事者試験官による確認を行うものとする。

なお、下記のうち、1.、2.(2)②及び③による措置は、それぞれの事業者におけるボーイング式787型初号機の受領日から概ね1年間に限ることとする。また、2及び3.のうち「ボーイング式787型機による実機業務を複数区間実施していること」については、「運航開始前における該当者についてはできる限り早急に経験を付与すること」と読み替える。

記

1.学科教官

要領第9部1.(2)「第2部(2)に定めるもの」として第2部(2)③において求めている内容については、次の①～②のいずれかに該当する場合を認めることとする。

- ①当該事業者が保有する指定航空従事者養成施設の他の限定変更課程又は定期運送用操縦士技能証明課程において、すでに学科教官として任用されている者、若しくは各施設が規定する教官任用訓練を終了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席学科教官が判定した者のうち、ボーイング式787型機導入に係る業務(各種規程類の整備、訓練及び審査方法の策定、検討等)をおよそ半年以上携わった者であること。
- ②ボーイング社において承認をされたボーイング式787型機の学科教官であること。

2.実技教官

(1)主席実技教官

要領第9部2.(2)①「又はこれと同等と認められる経験」として、次のすべてに該当する場合を認めることとする。

- ①ボーイング式787型の型式限定を保有している、若しくは航空局の行うボーイ

ング式787型の限定変更実地試験に合格していること。

- ②ボーイング式777型機における600時間(ボーイング式787型機による機長時間を含めることができる)以上の機長としての飛行時間(250時間又は3年以上(構造上操縦に二人を要する飛行機に係る他の課程において2年以上の実技教育の経験を有する者は80時間又は1年以上)の操縦教育経験を含む。)を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験を有していること。
- ③ボーイング式787型機による実機業務を複数区間実施していること。

(2)実技教官

要領第9部2.(2)②「又はこれと同等と認められる経験」として、次の①～③のいずれかに該当する場合を認めることとする。

- ①ボーイング式787型の型式限定を保有して、若しくは航空局の行うボーイング式787型の限定変更実地試験に合格しており、ボーイング式777型機における250時間(ボーイング式787型機による機長時間を含めることができる)以上の機長としての飛行経験を有しており、かつボーイング式787型機による実機業務を複数区間実施していること。
- ②ボーイング式777型機以外のグラスコックピット機における現に実技教官、若しくは実技教官経験者であり、かつボーイング式787型機による実機業務を複数区間実施している機長で、ボーイング式787型機導入に係る業務(各種規程類の整備、訓練及び審査方法の策定、検討等)をおよそ半年以上携わった者であること。
- ③ボーイング社において承認をされたボーイング式787型機の実技教官であること。

3.技能審査員

要領第4部3.(1)における認定試験は「指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準(平成12年10月11日国空乗第1198号。以下「基準」という。)」によらず、次の内容とする。

- ①現にボーイング式777型機における技能審査員にあっては基準における試験の全部の省略をすることができる。
- ②現にボーイング式777型機における査察操縦士にあっては基準のうち、1.口述試験1-1のみを実施する。但し、過去に他の実用機課程に係る技能審査員の経験者にあっては試験の全部の省略をすることができる。この場合、できるだけ早い時期に、予め首席航空従事者試験官が指名する者が行う技能審査の内容及び方法について隨時検査を実施することとする。

要領第4部3.(10)における認定の更新について、査察操縦士と兼務している場合については試験の全部の省略をすることができる。この場合、2年を超えない範囲で定期に、予め首席航空従事者試験官が指名する者が行う技能審査の内容及び方法につい

て隨時検査を実施することとする。

要領第9部3.(2)②「又は、これらと同等と認められる経験」として、次の①～③のいずれにも該当する場合を認めることとする。

- ①ボーイング式787型の型式限定を保有して、若しくは航空局の行うボーイング式787型式限定変更実地試験に合格しており、ボーイング式777型機における600時間(ボーイング式787型機による機長時間を含めることが出来る)以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験、若しくは、ボーイング式777型機以外のグラスコックピット機における現に技能審査員であり、若しくは技能審査員経験者であり、かつボーイング式787型機による実機業務を複数区間実施している機長で、ボーイング式787型機導入に係る業務(各種規程類の整備、訓練及び審査方法の策定、検討等)をおよそ半年以上携わった経験
- ②設置者が管理する訓練施設において実技教官として1年以上の経験又は航空法第72条第9項に定める査察操縦士もしくは限定査察操縦士の経験
- ③ボーイング式787型機による実機業務を複数区間実施した経験

4. ボーイング式777型からの型式移行課程に係る取扱い

ボーイング式777型の型式限定を保有している者がボーイング式787型の型式限定を取得するための型式限定変更課程にあっては、上記1.～3.の取扱いに加え、技能審査及び教育計画については、次のとおりとする。

(1) 技能審査

要領第3部2.(9)②「審査の科目等」については、操縦士実地試験実施基準・細則によらず、差異レベルに応じた内容とし、「ボーイング式777型の型式限定を保有している者がボーイング式787型の型式限定を取得するときの操縦士実地試験の実施に係る取扱いについて(平成22年8月31日国空乗第273号)」に従って実施する。

(2) 教育計画

要領第9部5.(1)「学科教育」及び(2)「実技教育」の科目及び時間については、差異レベルに応じた内容とする。

附則

この通達は、平成22年8月31日から施行する。

附則

この通達は、令和4年4月1日から施行する。